

# 平成24年度 事業報告

## I 業務に関する事項

### 1. コンプライアンス体制確立プログラムに基づく特別事業

平成24年2月より6回にわたって開催された産構審分科会において、内外の環境変化に対応した商品先物市場に係る制度のあり方に関する審議が行われ、総合的な取引所の実現のための制度のあり方及び商品先物市場の活性化・健全な発展の方策について議論された。この報告書において、商先法による規制を効率的かつ効果的なものとするためには、自主規制機関によるトラブル防止に向けた指導・監督等の積極的な取り組みとともに、商品先物取引業者自らの手によるコンプライアンスの向上及び外務員の法令遵守意識の徹底が重要である旨が強調された。

これを受けて本会では、平成23年1月の商先法の完全施行に伴う不招請勧誘の原則禁止及び会員のビジネスモデル（相手方及び方法）の多様化といった諸情勢の変化を踏まえ、新たな法体系の下で求められるコンプライアンス体制の確立に向け、本会と会員が一体となってコンプライアンスレベルの向上を図るため、第51回（7月20日開催）及び第52回（9月10日開催）自主規制委員会の審議を経て、第109回理事会（9月26日開催）において「コンプライアンス体制確立プログラム」を決定した。そして、9月27日付け文書『「コンプライアンス体制確立プログラム」の策定及び本会の活動に対するご協力方お願いについて』により、会員代表者に周知した。

同プログラムは、(1)コンプライアンス体制の確立、(2)外務員の資質向上、(3)協会事業の展開の3点を柱に掲げ、以下の施策を実施した。(31頁にプログラムの全文を掲載)

#### (1) コンプライアンス体制の確立

##### ① コンプライアンス体制に関する会員の自己点検

現時点における会員各社のコンプライアンス体制の水準を把握するため、全ての会員において自社のビジネスモデルに対応したコンプライアンス体制に関する自己点検を実施し、その結果を報告するよう11月14日付け文書「コンプライアンス体制に関する会員の自己点検の実施について」により会員代表者に通知した。

12月28日までに会員54社（11月14日現在の58社のうち、調査期間中に商品先物取引業を廃止又は休止した4社を除く。）から、自社のビジネスモデルに対応した点検項目に係る点検結果及び改善事項、並びに特に注意を要するコンプライアンス・リスクの抽出及びその対策等に関する報告を受け、その内容について個人顧客を対象とした対面取引、個人・法人顧客を対象としたインターネット取引、法人顧客を対象とした対面取引のビジネスモデル別に分析を行った。

##### ② 「社内監査の実施体制に係る報告書」の調査

監査規則第10条第2項の規定により会員各社から提出された「社内監査の実施体制に係

る報告書」について、10月31日現在の会員58社のうち、商品先物取引業務を廃止した1社を除く57社を対象に社内監査における苦情等の取扱いに着目してオフサイト調査を実施した。

### ③ 社内監査報告書の調査

監査規則第10条第3項の規定により、個人顧客を対象とする登録外務員による勧誘を伴う商品先物取引業務（対面取引）を行っている会員から提出された「社内監査報告書」について、該当する25社を対象に社内監査の結果に基づいて講じた改善策のフォローアップの状況に着目してオフサイト調査を実施した。

### ④ 会員代表者等を対象としたコンプライアンスに関するセミナーの開催

商品先物取引業者自らの手によるコンプライアンスの向上を図るために、コンプライアンス体制に関する会員の自己点検の具体的内容について説明するのに併せて、弁護士・稲垣隆一氏（本会理事・自主規制委員会委員）を講師に招き、会員代表者及び実務担当者を対象に、コンプライアンス体制の整備の意義並びに体制の評価、フォローアップの重要性とその具体的な手法について認識を深めることを目的としたセミナーを10月30日に東京（50社86名）で開催した。

## (2) 外務員の資質向上

### ① 外務員等を対象としたコンプライアンスセミナーの開催

外務員に求められる法令や商品先物取引業務に関する知識の習得等を図るため、会員の社員教育が効果的に実施されるよう、会員各社のコンプライアンス責任者及び担当者を対象としたセミナーを次のとおり開催した。

なお、本セミナーでは、受講者が自社に戻り、第一線で活躍する外務員をはじめ会員役員にレクチャーできるよう、講師から詳細なレジュメが提供された。

#### 【東京地区】（36社74名）

日時：2月19日 午後2時

会場：エンパイヤビル11階 第一会議室

題目：「判例事例等から捉えたコンプライアンス及びコンプライアンスの視点からの  
営業・勧誘方法について」

講師：弁護士・畑中鐵丸氏（本会あっせん・調停委員会委員）

#### 【大阪地区】（18社32名）

日時：3月8日 午前10時

会場：大阪商工会議所4階 402号会議室

題目：「コンプライアンスのあり方及びそのシステム構築について」

講師：弁護士・土谷 明氏（本会あっせん・調停委員会委員）

### ② コンプライアンス・ハンドブックの制作

外務員資格試験用テキストとして用いてきた「商品先物取引業務の基礎知識」について

は、その内容を抜本的に見直して、個人顧客のニーズに応え得る資産運用のほか、外務員倫理に関する基礎的知識の記述を充実した「商品先物取引業務の基礎知識（コンプライアンス・ハンドブック）」として制作し、平成25年5月に完成した。（18頁(5)②参照）

### ③ コモディティハンドブックの制作

商先法の完全施行前に外務員資格試験用テキストとして用いていた「上場商品の基礎知識」については、外務員の資質の向上を目的とした外務員教育用教材として、商品の需給や価格の変動要因等に関する情報を取りまとめた貴金属編、石油・ゴム編、農産物編の3分冊編成のコモディティハンドブックを作成することとした。

まず貴金属編を制作し、3月上旬に完成し、会員に案内を行った。（18頁(5)③参照）

### ④ 会員の社内研修への講師の派遣

会員の法令遵守に関する社内研修の実施に当たり、会員の要請に応じて本会事務局職員を講師として派遣することとし、会員3社の要請に基づき延べ5回の講師派遣を行った。

## (3) 協会事業の展開

### ① 未取引の苦情が発生した場合の会員に対する指導

本会相談センターに申出のあった商品取引契約の締結の勧誘に関する苦情（未取引のものに限る。）について、「商品先物取引業務に関する規則第19条に基づく措置について」（平成23年1月26日理事会決定）により、対象となる苦情が発生する都度、会員の営業部門、管理部門の責任者及び関与した外務員本人より直ちにヒアリングを実施し、事実関係を確認した上で効果的な改善を促す等の機動性を重視した指導を行うこととし、会員3社に対し指導を実施した。

### ② 会員の実務の改善に結びつく情報提供の充実

トラブルの未然防止等の会員の実務の改善に結びつく情報提供を迅速に行うことを目的として、相談センターで受け付けた苦情・紛争の申出内容及び処理結果等について、解決事例のみならず打切り事例も含めて10月分以降は四半期ごとに会員に周知することとした。

## 2. 自主規制に係る事業

自主規制に係る事業については、産構審分科会報告書等に関連した会員の商品先物取引業務に関する実態調査等に取り組んだほか、会員に対する指導や監査、会員の企業情報の開示等の事業に加え、犯罪による収益の移転防止に関する法律の改正及び米国外国口座税務コンプライアンス法への対応を行った。

その他、違反等行為を行った役員使用人等1名に対する処分及び「商品先物取引業務に関する規則第19条に基づく措置について」に基づく会員に対する指導等を行った。

### (1) 産構審分科会報告書等に関連する対応

#### ① 会員の苦情及び不招請勧誘禁止に係る取組みに関する実態の把握

7月2日にパブリックコメントに付された6月18日付けの産構審分科会報告書（案）の中で、勧誘規制のあり方について「勧誘規制の明確化に関する消費者や商品先物取引業者の要請に具体的に応えていく必要がある」とし、「商品先物取引やこれに類する形で取引に関する経験を有する者については、より実態を踏まえた勧誘規制とすることが適当である」との認識が示された。

こうした勧誘規制に係る主務省の具体的な検討が行われるのに先立ち、不招請勧誘を含む勧誘規制について今後自主規制でどのような措置を講ずるべきかを検討するため、個人顧客を対象とした対面取引を行う会員を対象に、8月に自社受付の苦情等の実態と損失限定取引から通常取引に移行する際の社内手続きの実態について把握した。また、3月にもその後の自社受付の苦情等の実態について把握した。

## ② 主務省説明会の開催

商品先物取引業務及び主務省の監督関係の情報を会員に提供するため、主務省担当者を講師に招き、日本商品先物振興協会と共催で次の主務省説明会を開催した。

### イ. 産構審分科会報告書(案)に係る主務省説明会

産構審分科会における議論を踏まえてとりまとめられた報告書（案）が7月2日にパブリックコメントに付されたことから、その内容について商品先物市場の活性化及び勧誘規制の扱い等を中心に説明がなされた。

日時：7月17日 午後2時

会場：アットビジネスセンター東京駅八重洲通り（八丁堀ハタビル5階）

### ロ. 省令改正案等に関する主務省説明会

産構審分科会報告書の内容を踏まえ、純資産額規制比率に係る届出、プログラムによる自動売買の受託、特定同意等による一任取引の例外、継続的取引関係にある者に対する不招請勧誘の禁止等に関する省令改正案が10月5日に、同様の「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」の改正案が10月22日にパブリックコメントに付されたことから、それらの内容について説明がなされた。

日時：10月23日 午後3時

会場：東京証券会館9階会議室

## ハ. 外国商品市場取引に係る顧客資産の分離保管に関する規制の解釈についての主務省説明会

商品先物取引業者が、米国の商品取引所における取引の委託を当該取引所の取引参加者である米国の商品先物取引業者（以下「FCM」という。）に取り次ぐ場合、FCMが行う分離保管措置に関して一定の措置がとられれば、商品先物取引業者が委託者から預託を受けた証拠金は国内において分離保管措置の適用除外となる委託証拠金に「相当するもの」に該当すると解釈し、商品先物取引業者は分離保管措置をとることは要しない、との見解が2月7日付けで主務省から示されたことから、この内容について米国の法制等を

踏まえて一定の措置について説明がなされた。

日時：2月20日 午後2時

会場：東京商品取引所・地下1階セミナールーム

## (2) 商品先物取引業務に関する規則第19条に基づく措置の実施

平成23年1月26日に施行した「商品先物取引業務に関する規則第19条に基づく措置について」に基づき、本会相談センターに申出のあった商品取引契約の締結の勧誘に関する苦情（未取引のものに限る。）1件について、当該苦情を惹起した会員に対し同規則第19条第2項に基づいて報告及び資料の提出を求めた。

その結果、未取引の苦情の再発防止に向けた改善策を自主的に講じていると認められたことから、再発防止等の観点から注意喚起を行った。

なお、9月26日以降に申出のあった当該苦情については、コンプライアンス体制確立プログラムに基づいて指導を行った。（6頁(3)①参照）

## (3) 会員の企業情報の開示

会員の企業情報の開示に関する規則に定める年次及び月次ディスクロージャー項目記載要領に基づき、対象会員（個人顧客を対象とした業務を行っていない場合など適用除外の承認を受けた13社を除く。）に対し、開示資料の作成を求める（月次開示資料の作成は国内取引を行う会員のみ。）とともに、平成24年3月期の年次開示資料については、7月末日を期限として本会への提出を求めた。

本会では、提出された平成24年3月期の年次開示資料について、平成23年3月期のものと併せて2期分（平成23年1月1日以降に入会した会員は平成24年3月期分のみ。）を、7月31日と8月16日の2回に分けて本会Webサイトに掲載することにより開示（事業年度が10月から9月の会員は2月7日から開示した。）した。また、「商品先物取引業務に関する規則」第18条第2項及び第3項に基づき、対象会員の取引開始基準について、その変更や新規入会に伴い随時提出を求め、昨年度に引き続き本会Webサイトに掲載して開示した。

弁護士等から本会に対してなされた年次開示資料等の開示請求（Webサイトに掲載されていない平成23年3月期前のもや脱退会員のものなど）については、5件（延べ4社分）について所定の手続きに則って応じた。

## (4) 会員に対する監査等の実施状況

商品取引事故等の処理状況を確認するため、本会独自の特定監査を3社（実地1社、書面2社）に対して実施した。また、店頭取引を行う会員には商先法を踏まえた委託者等資産の保全措置が求められているが、平成23年1月1日の商先法の施行から1年以上が経過したことから、個人顧客向けに店頭取引を取り扱う会員を対象に、11月に社内規則の有無や社内チェック方法など委託者等資産の保全措置に関する遵守体制の実態について把握した。

## (5) 自主規制ルールの整備

① 商品先物取引業における金融商品取引法に基づく開示の内容について（有価証券報告書の標準様式）の一部改正について

「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号）が平成23年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、有価証券報告書の記載項目及びその内容に変更があった。これらに対応するため、株式公開会社である会員が作成する有価証券報告書の標準様式である「商品先物取引業における金融商品取引法に基づく開示の内容について」について、有価証券報告書の作成責任者の意見を踏まえて所要の見直しを行い、第50回自主規制委員会（5月14日書面開催）の審議を経て、第106回理事会（5月23日開催）において改正を行った。

② 商品先物取引業における経理処理の手引きの見直しについて

会員の実務担当者向けの業務マニュアルとして作成した「商品先物取引業における経理処理の手引き」について、平成25年4月1日以降に開始する事業年度から適用される「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号）に対応するための見直しを行い、平成25年4月1日に会員に提供した。

(6) 会員の役員使用人等に対する指導、勧告、処分の実施状況

役員使用人等に対する指導、勧告、処分に関する規則に基づき、第34回綱紀委員会（1月24日開催）において、会員から届出のあった1名について審議し、処分等を行った。

また、同規則に基づいて処分を受けた役員使用人等の氏名及び役職名、処分の内容、処分した理由、在籍する会員名等を他の会員に周知するとともに、処分を受けた役員使用人等の氏名を除く事項を本会事務所において10営業日の間公示し、本会Webサイトにおいて1年間掲載した。

なお、会員から違反等行為に係る届出があった役員使用人等1名に対して、当該行為が指導等の対象行為に該当するか否かについて調査を実施した。

処分の内容	処分した理由
外務員の登録の拒否6か月間	顧客に対して、損失補てんを証する書面を差し入れたことは、自主規制規則「役員使用人等に対する指導、勧告、処分に関する規則」第7条第1号に該当する行為と認められるため。

(7) 犯罪による収益の移転防止に関する法律の改正に係る対応

平成23年4月に改正された犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯罪収益移転防止法」という。）が平成25年4月1日より施行されるのに伴い、新たに取引時確認となった確認事項に「取引を行う目的」、「職業・事業の内容」、「実質的支配者」が追加されるとともに、ハイリスク取引時にも当該事項（200万円を超える財産の移転を伴う場合には「資産及び収入の状況」も対象となる。）の厳格な確認が求められることから、1月15日にこの旨を会員に周知するとともに、犯罪収益移転防止法令に関する資料を掲載して適切な対応を促した。

また、3月6日、「犯罪収益移転防止法に関する留意事項」として主務省が、商品先物取引業者に対して同法第4条に規定する確認義務と第8条に規定する疑わしい取引の届出義務等を履行するに当たっての留意すべき事項を示したことから、その点も含めた改正犯罪収益移転防止法の対応に関して主務省担当官による説明会を3月7日に東京（46社92名）で開催した。この説明会の場を含めて会員より寄せられた質問を取りまとめて主務省に提供し、3月29日に主務省の回答を会員に周知した。

なお、主務省では、改正犯罪収益移転防止法に対応するため、「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」及び「商品先物取引業者等検査マニュアル」の該当箇所を改正し、平成25年4月1日から施行した。

#### **(8) 米国外国口座税務コンプライアンス法への対応**

平成22年3月に米国で成立した米国外国口座税務コンプライアンス法 (Foreign Account Tax Compliance Act、以下「FATCA」という。) に関し、商品先物取引業者がFATCA上の金融機関に該当した場合の対応について、KPMG税理士法人と業務委託契約を締結して意見を求めるとともに、同税理士法人とあずさ監査法人の専門家を招き、FATCAの概要及び対応に関する基礎的な知識を深めるため、コンプライアンス担当部署の責任者等を対象に1月17日に東京（39社65名）で説明会を開催した。

なお、同税理士法人より1月25日付けで提出されたメモランダムにおいて、「商品先物取引業者が取引口座を開設して証拠金を受け入れる場合、規則案に規定する金融機関及び金融口座に該当する可能性が高い」との見解が示されたことから、1月27日に会員代表者に対してFATCAを遵守するとの認識の下で今後の対応を検討するよう要請した。

#### **(9) 商品取引事故の確認申請等の適正な運営**

商品取引事故の確認申請等に関する規則に基づき、商品取引事故の主務大臣への事故報告（様式第2号）及び本会への事故報告（様式第3号）について、当該報告に関する必要書類の添付状況等の点検を行った。今年度（平成24年4月分解決の5月報告から平成25年3月分解決の4月報告まで）は様式第2号が203件、様式第3号が154件であり、様式第1号（主務大臣の事前確認）は皆無であった。

#### **(10) 商品取引責任準備金の積立て、取崩し等の管理**

商品取引責任準備金の積立て等に関する規則に基づき、毎月の準備金の積立て及び取崩し等の業務が適正に運営、管理されるよう指導を行った。

### **3. 苦情・紛争の解決に係る事業**

苦情・紛争の解決に係る事業では、顧客等からの商品デリバティブ取引に係る問い合わせの応対、苦情処理、あっせん又は調停による紛争仲介に取り組んでいるところであるが、近年の苦情・紛争件数の減少に対応して、単に苦情、紛争の解決を図るだけでなく、会員に対して、

顧客等とのトラブルの未然防止に役立つ情報の発信に努めた。

なお、平成24年2月14日付けで変更の認可申請を行った紛争処理規程については、平成25年2月28日に本会申請どおり認可され、同日付けで施行した。

## (1) 相談（問い合わせ）の受付状況

### ① 問い合わせの受付件数

	平成24年度	前年度
現会員等に関するもの	335	353
国内取引	(279)	(311)
外国取引	(13)	(12)
店頭取引	(43)	(30)
元会員等に関するもの	82	152
その他	207	363
問い合わせ件数合計	624	868

※「現会員等に関するもの」は、集計時点の会員等で社名が判明した件数であり、「元会員等に関するもの」は、商品先物取引業務の廃止等ですでに会員等でない社であって社名が判明した件数である。

問い合わせの受付件数は624件で、前年度（平成23年度）の868件と比べて244件（28.1%）の減少となった。

内訳をみると、現会員等に関するものは335件（53.7%）、元会員等に関するものは82件（13.1%）、その他（会員等の社名が判明しないもの、株取引等の商品先物取引業以外の取引及び外務員の照会などの取引に直接関係しないもの等）は207件（33.2%）であった。

また、平成23年1月の商先法の完全施行後に会員等となった商品先物取引業者の扱う外国取引に関するものは13件、店頭取引に関するものは43件であり、前年度と比べ若干増加した。

### ② 問い合わせの内容別件数

問い合わせの内容（件数の多い順）	平成24年度	前年度
損金を取り戻せるか否かに関するもの	① 61（9.8%）	② 87（10.0%）
勧誘に関するもの	② 45（7.2%）	③ 48（5.5%）
日商協の対応に関するもの （苦情処理・紛争仲介の手続き等）	③ 42（6.7%）	⑦ 22（2.5%）
無許可・無登録業者に関するもの	④ 38（6.1%）	① 95（10.9%）
商品先物取引の仕組み・制度に関するもの	⑤ 34（5.4%）	⑤ 43（5.0%）
売買に関するもの	⑥ 32（5.1%）	④ 44（5.1%）
上記以外の内容に関する問い合わせ	372（59.6%）	529（60.9%）
問い合わせ件数合計	624（100.0%）	868（100.0%）

※相談件数欄の丸数字は、当該年度の件数順位を示す。

## (2) 苦情の受付及び処理の状況

### ① 苦情の受付件数

	平成24年度	前年度
国内取引	35	57
外国取引	0	0
店頭取引	0	3
苦情件数合計	35	60

苦情の受付件数は35件であり、前年度の60件に比べて25件（41.7%）の減少となった。これを商品デリバティブ取引別で見ると、全て国内取引に関するものであった。

また、本会の会員と提携している仲介業者に係るものが6件あった。

### ② 苦情の申出事由類型別状況

申出事由類型	平成24年度	前年度
不当勧誘類型	29 (82.9%)	50 (83.3%)
一任売買類型	0 (0.0%)	1 (1.7%)
無断売買類型	0 (0.0%)	3 (5.0%)
過当売買類型	0 (0.0%)	0 (0.0%)
仕切回避類型	4 (11.4%)	3 (5.0%)
返還遅延類型	0 (0.0%)	0 (0.0%)
連絡不備類型	2 (5.7%)	1 (1.7%)
その他	0 (0.0%)	2 (3.3%)
合計	35(100.0%)	60(100.0%)

※「申出事由」の分類は、申出段階において申出人の主張した事由による。

苦情の35件の申出事由類型別にみると、不当勧誘類型が29件と全体の8割以上占めており、仕切回避類型が4件と続いている。また、前年度申出のあった一任売買類型及び無断売買類型の事案は皆無となった。

### ③ 苦情の処理状況

処理結果	平成24年度	前年度
解決	9 (25.7%)	19 (31.7%)
取下げ	0 (0.0%)	0 (0.0%)
打切り	20 (57.1%)	40 (66.7%)
処理中	6 (17.1%)	1 (1.7%)
苦情受付件数合計	35 (100.0%)	60 (100.0%)

苦情35件のうち、解決と打切りを合わせた29件（82.9%）が本年度内に処理を終了したものである。

(3) 紛争仲介の申出及び処理の状況

① 紛争仲介の申出件数

	平成24年度	前年度
国内取引	26 (13)	26 (9)
外国取引	0 (0)	0 (0)
店頭取引	0 (0)	1 (0)
紛争仲介件数合計	26 (13)	27 (9)

※ 括弧内の数字は、紛争仲介件数のうち、紛争仲介直接申出の件数を示す。

紛争仲介の申出件数は26件であり、前年度の27件に比べて1件（3.7%）の減少となった。これを商品デリバティブ取引別でみると、全て国内取引に関するものであった。

また、本会の会員と提携している仲介業者に係るものが2件あった。

② 紛争仲介の申出事由類型別状況

申出事由類型	平成24年度		前年度	
		うち、紛争仲介 直接申出件数		うち、紛争仲介 直接申出件数
不当勧誘類型	20 (76.9%)	8	20 (74.1%)	7
一任売買類型	1 (3.8%)	1	0 (0.0%)	0
無断売買類型	1 (3.8%)	1	3 (11.1%)	2
過当売買類型	0 (0.0%)	0	0 (0.0%)	0
仕切回避類型	3 (11.5%)	2	3 (11.1%)	0
返還遅延類型	0 (0.0%)	0	0 (0.0%)	0
連絡不備類型	1 (3.8%)	1	0 (0.0%)	0
その他	0 (0.0%)	0	1 (3.7%)	0
合計	26 (100.0%)	13	27 (100.0%)	9

※ 「申出事由」の分類は、申出段階において申出人の主張した事由による。

紛争仲介の26件を申出事由類型別にみると、不当勧誘類型が20件と全体の8割近くを占め、仕切回避類型が3件と続いている。一方、無断売買類型は前年度から2件減少して1件（3.8%）となった。

③ 紛争仲介の処理状況

処理結果	平成24年度		前年度	
		うち、紛争仲介 直接申出件数		うち、紛争仲介 直接申出件数
解決	10 (38.4%)	3	14 (51.9%)	3
取下げ	1 (3.8%)	1	2 (7.4%)	0
打ち切り	6 (23.1%)	4	11 (40.7%)	6
処理中	9 (34.6%)	5	0 (0.0%)	0
合計	26 (100.0%)	13	27 (100.0%)	9

紛争仲介の26件のうち、解決と取下げ、打ち切りを合わせた17件（65.4%）が本年度内に処理を終了したものである。また、17件は全て「あっせん」手続きにより処理され、「調停」手続きによるものは皆無であった。

なお、前年度に解決処理された14件のうち、「調停」手続きによるものが1件あった。

#### (4) 苦情と紛争仲介直接申出の状況

##### ① 苦情等の受付件数

	平成24年度	前年度
苦情	35	60
紛争仲介直接申出	13	9
苦情等件数合計	48	69

「苦情」と「紛争仲介直接申出」を合計したもの（以下「苦情等」という。）の件数は48件であり、前年度の69件に比べ21件減少（30.4%減）した。

これを商品デリバティブ取引別で見ると、全て国内取引に関するものであった。

また、本会の会員と提携している仲介業者に係るものが6件あった。

##### ② 苦情等の申出事由類型別状況

申出事由類型	平成24年度	前年度
不当勧誘類型	37 (77.1%)	57 (82.6%)
一任売買類型	1 (2.1%)	1 (1.4%)
無断売買類型	1 (2.1%)	5 (7.2%)
過当売買類型	0 (0.0%)	0 (0.0%)
仕切回避類型	6 (12.5%)	3 (4.3%)
返還遅延類型	0 (0.0%)	0 (0.0%)
連絡不備類型	3 (6.3%)	1 (1.4%)
その他	0 (0.0%)	2 (2.9%)
合計	48 (100.0%)	69 (100.0%)

※「申出事由」の分類は、申出段階において申出人の主張した事由による。

苦情等の48件を申出事由類型別にみると、不当勧誘類型が37件と全体の8割近くを占め、続いて仕切回避類型が6件、連絡不備類型が3件であった。

前年度に比べて仕切回避類型が3件増加して6件となった一方で、無断売買類型は4件減少して1件となった。

##### ③ 苦情等申出人（48名）の属性及び申出の契機

申出人の性別をみると、男性が43人（89.6%）、女性が5人（10.4%）で、男性の比率は前年度より8.4%増加した。

申出人の商品デリバティブ取引経験の有無をみると、経験者が16人（33.3%）でその比率は前年度（29.0%）より4.3%増加した。

申出人の年齢を年代別にみると、多い順に60歳代が11人（22.9%）、50歳代が10人（20.8%）40歳代及び30歳代が各9人（18.8%）、70歳代が7人（14.6%）であった。前年度との比較では、30歳代が9人と変わらなかったものの、その比率は5.8%増加した一方で、70歳代は5人減少して比率も2.8%減少した。

申出人の職業別にみると、自営業者が17人（35.4%）と最も多く、次いで無職が12人（25.0%）、会社役員及び会社員が各7人（14.6%）の順となっており、前年度と傾向に変化はなかった。

申出の契機別にみると、多い順に「インターネットを見て」及び「消費者センター等からの紹介」が各9人（18.8%）、「契約締結前交付書面等を見て」が7人（14.6%）となっており、前年度と傾向に変化はなかった。

## (5) 主務大臣に対する報告

本会で取り扱った苦情、あっせん・調停について、省令第129条及び第131条に基づき、毎月の集計は「苦情処理状況報告書」及び「あっせん・調停処理状況報告書」として、上期・下期の半期毎の集計は「商品先物取引業者等別苦情受付処理件数に係る処理結果」として、それぞれ主務大臣あてに報告した。

## (6) 会員への情報提供

### ① 苦情処理状況等

苦情の受付及び処理状況について、苦情処理規則に基づき、「苦情処理状況通知」として当期に係わりのあった会員に周知した。

なお、会員各社における一層の法令遵守の徹底がなされたことによる苦情件数の減少により、四半期ごとに周知を行う必要性が薄れている等の理由から、10月分より半期ごとに周知することとなった。

(当期に係わりのあった会員数)

平成23年度	第4四半期（1月～3月）分	4月11日実施	（10社）
平成24年度	第1四半期（4月～6月）分	7月11日実施	（7社）
同	第2四半期（7月～9月）分	10月16日実施	（7社）

### ② 相談（問い合わせ）状況

「平成24年度日商協事業に係る会員アンケート」の結果を受け、相談の対象となった会員名が判明した場合は、対象となった会員に対して4月受付分から2か月毎に受付件数及び相談内容を通知した。また、10月受付分より、相談の中からトラブルの未然防止の参考となる事例を会員に周知した。

4月・5月受付分（6月8日実施）	6月・7月受付分（8月14日実施）
8月・9月受付分（10月16日実施）	10月・11月受付分（12月12日実施）
12月・1月受付分（2月14日実施）	

### ③ 苦情処理及び紛争処理結果

会員等の商品先物取引業務の改善等の参考となるよう、苦情処理規則及び紛争処理規程に基づき、苦情・紛争の申出内容及び処理結果等を会員に7月31日付けで周知した。

なお、この周知は、従来半期ごとに実施していたが、コンプライアンス体制確立プログ

ラムの実行により、四半期ごとに周知することとし、第3四半期分については3月7日付けで周知した。(6頁(3)②参照)

#### (7) 投資家等に対する情報提供

本会で受け付けた相談の概要、苦情及び紛争状況について、毎月及び四半期ごとに集計を行い、適宜、本会Webサイトに掲載した。

また、本会による苦情の解決及びあっせん・調停による紛争の処理状況を整理・分析した資料として「2011年度（平成23年度）相談等業務レポート」を作成し、本会Webサイトに掲載した。

### 4. 外務員登録・資格試験・研修等に係る事業

外務員登録に係る事業は、主務大臣からの委任事務であり、引き続き円滑に実施した。

外務員登録資格試験及び登録更新講習に係る事業では、会員の利便性に寄与するためコンピュータ方式を導入し、資格試験については4月から、更新講習については9月から開始した。

研修に係る事業では、従来からの日商協ゼミナールの開催とともにコンプライアンス体制確立プログラムに基づき、東京・大阪地区においてコンプライアンスセミナーを開催した。(5頁(2)①参照)

さらに、外務員に求められる法令や商品先物取引業務に関する基礎的な知識の習得とそのリニューアルを図るための教育教材についても、見直し等を行った。

#### (1) 外務員の登録

平成25年3月末の登録者数は30,613名であった。平成24年3月末の登録者数29,077名から1,536名増加し、はじめて30,000名を突破した。

なお、従来から連続して統計を取っている国内取引に係る登録者数及び会員と提携している仲介業者の登録者数は表のとおりである。

〔平成24年度外務員登録状況〕

(単位：人)

	合計	うち国内取引	うち仲介業者
登録者数	4,173	403	51
登録更新者数	173	173	0
登録抹消者数	2,637	471	129
年度末外務員数	30,613	2,314	194

#### (2) 外務員登録資格試験の実施

受験者の利便性を考慮し、全国各地で受験可能なコンピュータ方式を導入して4月から実施した。また、新テキストの「商品先物取引法」の刊行を踏まえ、2月から出題問題を刷新した。

資格試験の延べ受験者数は528名であり、昨年度の受験者数444名より84名増加した。

〔平成24年度外務員登録資格試験実施状況〕

(単位：人)

	受験者数	合格者数	合格率
4 月 度	35	35	100.0%
5 月 度	222	221	99.5%
6 月 度	27	23	85.2%
7 月 度	16	13	81.3%
8 月 度	12	11	91.7%
9 月 度	10	7	70.0%
10 月 度	20	19	95.0%
11 月 度	31	24	77.4%
12 月 度	26	21	80.8%
1 月 度	63	59	93.7%
2 月 度	48	46	95.8%
3 月 度	18	15	83.3%
計	528	494	93.6%

## (3) 登録更新講習の実施

登録更新講習も資格試験と同様にコンピュータ方式を導入し、9月から実施した。講習内容は2部制で、「商品先物取引法のポイント」と「判例事例の適合性の原則と説明責任」について解説し、理解度確認テスト（設問6問中4問以上の正解で受講修了）を課した。

更新講習の受講者数は218名で修了者は210名であった。そのうち、更新のための修了者数は148名、再登録のための修了者数は62名であった。昨年度と比較して、全体では318名、更新者数は42名、再登録者数は276名減少した。

〔平成24年度更新講習実施状況〕

(単位：人)

	受講者数	修了者数	更新講習修了者の内訳	
			更新	再登録
4 月 度	—	—	—	—
5 月 度	—	—	—	—
6 月 度	—	—	—	—
7 月 度	—	—	—	—
8 月 度	—	—	—	—
9 月 度	63	60	34	26
10 月 度	33	31	26	5
11 月 度	31	31	20	11
12 月 度	13	13	8	5
1 月 度	18	18	13	5
2 月 度	39	39	31	8
3 月 度	21	18	16	2
計	218	210	148	62

#### (4) 日商協ゼミナールの開催

本ゼミナールは、会員役職員に対し幅広く情報や知識を提供し資質の向上を図るものとして毎年開催しているものであり、本年度も「ユーロ危機と今後の為替相場（6月26日）」「2012年後半の金・プラチナ市場動向をよむ（7月6日）」などのテーマにて6月下旬から7月と11月下旬から12月の2期に分け、それぞれ4回ずつ計8回実施し、延べ247名の役職員が受講した。

#### (5) 外務員教育教材の制作について

##### ① 外務員資格試験用テキスト「商品先物取引法」について

外務員資格試験用テキストとして用いてきた「商品取引所法」については、平成23年1月に商先法が施行されたことに伴い「商品先物取引法」に改めて9月に完成し、2月下旬のWeb試験から使用した。

##### ② 外務員資格試験用テキスト「商品先物取引業務の基礎知識（コンプライアンス・ハンドブック）」について

外務員資格試験用テキストとして用いてきた「商品先物取引業務の基礎知識」については、その内容を抜本的に見直して、個人顧客のニーズに応え得る資産運用のほか、外務員倫理に関する基礎的知識の記述を充実した「商品先物取引業務の基礎知識（コンプライアンス・ハンドブック）」として制作し、平成25年5月に完成した。（5頁(2)②参照）

##### ③ 外務員教育用教材「コモディティハンドブック」について

商先法の完全施行前に外務員資格試験用テキストとして用いていた「上場商品の基礎知識」については、外務員の資質の向上を目的とした外務員教育用教材として、商品の需給や価格の変動要因等に関する情報を取りまとめた貴金属編、石油・ゴム編、農産物編の3分冊編成のコモディティハンドブックを作成することとした。

まず貴金属編を制作し、3月上旬に完成し、会員に案内を行った。（6頁(2)③参照）

#### (6) 合併等に伴う外務員の登録手続きの明確化について

合併等による外務員の登録については、定款第10条（会員たる地位の承継）を準用して、登録したままの状態です所属先を変更するという措置を講じてきたが、その取り扱いを含めて登録手続きを明確にするため、新たに会員等の外務員の登録等に関する規則（以下「規則」という。）に規定した。

また今後、企業再編等によって外務員が移動するケースの増加が見込まれることから、以下のケースについても、合併等と同様に登録したままの状態です所属先を変更する方法で取り扱うこととし、規則に規定した（第22回外務員登録等資格委員会（3月25日開催）にて決定。平成25年4月1日施行）。

- ① 商品先物取引業の廃業等に伴う商品先物取引業者間における顧客の建玉の移管に伴い登録外務員が出向又は転籍する場合

- ② 商品先物取引業者が商品先物取引仲介業者に商品先物取引業の媒介に係る業務の委託を行うために登録外務員が出向又は転籍する場合
- ③ 商品先物取引仲介業者の廃業等に伴い所属商品先物取引業者へ登録外務員が出向又は転籍する場合

## 5. 広報等に係る事業

### (1) インターネットの活用

会員との情報伝達や、投資家、関係機関等に本会の事業をより幅広く周知するための重要な手段としてWebサイトを用いている。平成24年度における本会Webサイトの総訪問件数は127,703件であった。

#### ① Webサイトのコンテンツの充実

顧客向けの注意情報を取りまとめるため、一般向けサイトのトップ画面に「注意喚起情報」を設けた。

また、相談センターの業務状況や登録外務員数のデータ、会員名簿、役員名簿、改正に伴う最新の本会諸規則の掲載等、適時情報の刷新を行った。

#### ② 会報の作成

本会の活動内容を会員や一般の投資家等にわかりやすく発信するため、6月、10月、1月に会報を作成し、Webサイトで公開した。

#### ③ 会員向け情報提供

会員専用ページにおいて、引き続き本会及び主務省等からの情報の周知を行った。

また、これまでは総会と理事会の資料を会員専用ページに掲載していたが、会員に対して協会の運営を積極的に周知するため、7月以降、常設委員会（自主規制委員会、総務委員会）及び外務員登録等資格委員会の資料についても掲載を始めた。同時に、総会、理事会、常設委員会及び外務員登録等資格委員会の議事要旨を作成、掲載し、総会、理事会及び外務員登録等資格委員会については、議事録も掲載することとした。

#### ④ Webサイトの機能強化

平成23年度に行った「日商協事業に係る会員アンケート」の結果、Webサイトの使い勝手の向上を望む意見が多数寄せられたことから、会員担当者あての新着情報通知、会員専用ページのログインIDの複数化と管理者権限の設定、届出書類の履歴表示、通達事項等の検索機能の強化等、Webサイトの改修を行った。

### (2) 報道関係への対応

#### ① 会長インタビュー

7月24日付のRTC/J-COM（時事通信）に、荒井会長へのインタビュー記事「勧誘規制、個別対応の枠組みがあってもいい」が掲載された。

② 一般紙等記者発表の開催

在京商品取引所記者クラブ、業界専門紙誌記者クラブ等を対象に、理事会及び重要事項について記者発表を計7回開催した。

③ ニュースリリースの発行

在京商品取引所記者クラブ、業界専門紙誌記者クラブを対象とした協会広報としてニュースリリースを計23回発行した。

## Ⅱ 総務に関する事項

### 1. 平成24年度の事業計画・収支予算及び会費

#### (1) 事業計画

平成24年度の事業計画は、①商品デリバティブの特徴に対応した会員のコンプライアンスの確保、向上、②商品先物取引業者と投資家の信頼関係の醸成、③商品デリバティブ取引に対する社会的信頼性の向上、を基本方針に、平成24年1月に実施した「平成24年度日商協事業に係る会員アンケート」で寄せられた会員からの意見、要望等を取り入れて作成し、第25回臨時総会（平成24年3月14日開催）において決定した。

なお、「総合的な取引所」の創設に関する法案の成立などによって、平成24年度内に対応すべき事柄が発生した場合には、その状況に応じて対処することとした。

#### ① 自主規制に係る事業

イ. 商品先物取引業務に係る自主規制ルールの整備

ア. 商品先物取引法に対応した自主規制ルールの整備

イ. 商品先物取引法及び自主規制ルールの周知

ロ. 会員の適正な商品先物取引業務の確保

ア. 商品デリバティブ取引の種類及びビジネスの実態に応じた適正な商品先物取引業務の確保

イ. 商品デリバティブ取引の種類及びビジネスの実態に応じたコンプライアンス体制の整備

ウ. 不適正な商品先物取引業務を行った会員に対する同業務の改善勧告及び改善結果の徴求

エ. 違反等行為を行った会員に対する制裁及び役員使用人等に対する処分等の実施

ハ. 会員の監査

ア. 会員の商品先物取引業務及び財務、経理に関する監査の実施

イ. 社内監査の実施体制及び社内監査の結果に関する調査

ウ. 商品先物取引業務の種類及びビジネスの実態に応じた社内監査のあり方の検討

ニ. 商品取引事故の確認申請等の適正な運営

ア. 会員の商品取引事故の確認申請の処理

イ. 会員の商品取引事故に伴う損失補てんに係る報告の処理

ウ. 会員の商品取引事故に係る確認申請等に関する社内管理体制の整備

ホ. 会員の商品先物取引業務に関する企業情報の開示

#### ② 苦情・紛争の解決に係る事業

イ. 顧客等からの苦情の解決

ロ. 紛争の解決のためのあっせん・調停の円滑な運営

- a. 紛争解決に係る処理業務の迅速かつ効率的な実施
- b. ADR促進法に基づく認証紛争解決事業者としての認証の取得の準備
- ハ. 苦情・紛争等内容の調査、分析及び周知
  - a. 相談センターに寄せられる顧客等の声の分析
  - b. 会員ニーズに基づく相談（問い合わせ）に関する周知

ニ. 消費者相談機関等との情報交換

### ③ 外務員研修・資格試験・登録等に係る事業

- イ. 外務員研修に係る事業
  - a. 登録更新講習の運営・実施
  - b. 外務員教育教材の制作
- ロ. 外務員登録資格試験の運営・実施
- ハ. 外務員の登録等に係る事業の運営・実施
- ニ. 外務員等に対するセミナー等の開催

### ④ 協会の運営に関する事業

- イ. 協会ホームページのコンテンツの充実・強化
- ロ. 協会事業に係る情報提供
  - a. 会員に対する商品先物取引業務に関する各種情報の提供
  - b. 社会的信頼性向上のための協会自主規制活動の広報
  - c. マスコミ報道機関等への情報提供
- ハ. 内外自主規制機関との連携
- ニ. 統計資料の公表

## (2) 当初収支予算及び会費について

### ① 当初収支予算

平成 24 年度当初収支予算は、事業計画に従った諸事業を的確に行うことは勿論、総合的な取引所構想の進展具合によっては、会員の経営基盤に影響する恐れがあることや、会員の行う商品先物取引業以外の事業についても全般的に不安定な状況がなお継続する可能性を考慮し、中期的に財源の安定を図り協会運営に支障が出ないよう配慮した予算を策定した。

当初収支予算の規模は、収支同額の 353,551 千円（前年予算 413,825 千円）とし、平成 24 年度の会費必要額については、総支出額 353,551 千円から、手数料収入（10,210 千円）、前期繰越額（53,341 千円）を差し引いた 2.9 億円とした。

### ② 会費体系、会費の額

平成 24 年度の会費体系は、「入会金及び会費の額並びにその支払方法について」（平成 23 年 6 月 15 日施行、以下「会費の支払い方法について」という。）に基づき、平成 23 年度と同じ方法とした。

平成 24 年度の具体的な会費額は、次のとおり算出した。

**【算出の基礎となる条件】**

- ・平成 24 年度の会員数の見込み 58 社
- ・会費必要額 2.9 億円
- ・定額会費と比例会費の配分 定額会費対象額 1.5 億円、比例会費対象額 1.4 億円

**【各会員の会費（年額）】**

- ・定額会費 2,586,200 円（1.5 億円÷58 社、百円未満切り捨て）
- ・比例会費（計算式は下のとおり ※1）

一会員の商品先物取引業に係る営業収益の金額 (※2、※3)	×	比例会費対象額 (1.4 億円)
全会員の商品先物取引業に係る営業収益の合計額 (52,532,909 千円 ※3)		

※1 端数処理の方法は「会費の支払い方法について」に記載。

※2 営業収益の額が「マイナス」の場合は「0」。

※3 各会員からの平成23年1月から12月の営業収益の報告額をもとに算出。ただし、年の途中から事業を開始した会員は、事業を行った月の営業収益の月平均額を12倍にした額とした。

**(3) 変更収支予算について**

平成 25 年度会費の総額を決定するためには、平成 24 年度から平成 25 年度への繰越額が必要となるため、仮決算的に平成 24 年度変更収支予算を作成することとなり、第 56 回総務委員会（2 月 18 日開催）で検討を行い、第 113 回理事会（2 月 27 日開催）の審議を経て、第 26 回臨時総会（3 月 19 日開催）において承認された。

変更収支予算の内容は次のとおりである。

**① 収入**

当初収支予算の事業活動収入の合計は 300,210 千円であったが、今期中に 3 社の入会があったことから入会金及び会費額が増え、変更収支予算では 304,932 千円となり、約 4,000 千円の増となった。

**② 支出**

平成 24 年度の当初収支予算の執行にあたり、各事業の実施をきめ細かく検討するなど、例年どおり年度当初から事業費及び管理費とも最大限の削減に努めた。

具体的には、事業費支出と管理費支出の合計である事業活動支出は、当初収支予算では 323,185 千円であったところ、変更収支予算では 286,347 千円となり、約 36,000 千円の支出減となった。

また、投資活動支出の部及び財務活動支出の部については、退職給付引当金の取得支出及びリース債務支出を行った。

**③ 次期繰越収支差額**

以上の結果、変更収支予算における当期収支差額は8,614千円のマイナスとなり、平成 23 年度からの繰越収支差額66,730千円を加味すると次期繰越収支差額は58,116千円となった。

#### (4) 会員の合併、事業譲渡等に伴う会費の取扱いについて

本会の主な収入源である会費の額は、年度当初に当該年度分が決定しているため、事業年度の途中で会員の合併や事業譲渡等が行われた場合、会員数が減少することとなり、予定した収入が得られなくなり、協会の運営に支障をきたすこととなる。

したがって、事業年度の途中において合併や事業譲渡等が行われた場合は、存続する会員が旧会員分の定額会費と比例会費の双方を負担するよう必要な措置を講じることについて、第 52 回総務委員会（7 月 17 日書面開催）の審議を経て、第 108 回理事会（7 月 25 日開催）において決定した。

#### (5) 会費制度の運用状況の検証について

平成 23 年度に会費制度を大幅に変更して 2 年が経過することから、会費制度の運用状況の検証を第 54 回総務委員会（11 月 9 日開催）で行い、運用に特段の問題は見られない旨を第 110 回理事会（11 月 28 日開催）に報告し了承された。

この検証内容について、会員と意見交換を行うため 12 月 11 日に「会費制度の運用状況に関する検証について意見を聞く会」を開催したところ、大勢の意見は現行の会費制度を維持することで一致したが、一部会員から制度に関する具体的な提案意見が出された。

そのため、第 55 回総務委員会（1 月 16 日開催）で再び詳細な検討を行ったところ、この提案を導入することは実務的に困難を伴うため現行の会費制度を維持するとの結論に達し、第 112 回理事会（1 月 30 日開催）でこの方針が承認された。

よって、平成 25 年度収支予算案はこの方針のもとに、第 56 回総務委員会（2 月 18 日開催）で検討を行い、第 113 回理事会（2 月 27 日開催）の審議を経て、第 26 回臨時総会（3 月 19 日開催）において承認された。

## 2. 協会運営の合理化等

### (1) 委員会規則の改正

常設委員会及び特別委員会規則（以下「常設委員会規則」という。）、綱紀委員会規則、規律委員会規則に関する細則（以下「規律委員会規則細則」という。）、外務員登録等資格委員会規則（以下「資格委員会規則」という。）及びあっせん・調停委員会規則の一部改正については、第 53 回総務委員会（9 月 14 日書面開催）の審議を経て、第 109 回理事会（9 月 26 日開催）において決定した。（9 月 26 日施行）

主な理由は次のとおりである。（あっせん・調停委員会規則は字句の修正のみである。）

#### ① 常設委員会規則

イ. 平成 23 年 1 月 1 日の商先法の完全施行により本会の会員基盤が広がったことを受け、今後は商品先物取引業の実態に即したきめ細やかな検討が求められることから、委員の要件に会員の社員を含めた。

ロ. 補欠により委嘱された委員の任期は「前任者の残任期間とする」と規定しているが、増員により委嘱された委員の任期を規定していなかったため、他の委員会規則と同様に「現任者の残任期間」とした。

ハ. 過去の組織変更などに対応するため、自主規制委員会と総務委員会の所掌を整理した。

## ② 綱紀委員会規則

イ. 綱紀委員会規則では、本会常勤役員1人を委員とする規定となっているが、他の委員会規則には常勤役員を委員とする規定がないため、定款第20条第1項の役員の要件と同様に常勤役員1人を学識経験者に含めた。

ロ. 綱紀委員会は、役員使用人等の指導、勧告、処分 of 審議を行うたびに、会長が5人の委員を任命していたが、他の委員会と同様に理事会の同意を得て会長が委員長及び委員に2年間の任期で委嘱を行い、審議する事案が発生した時に委嘱した学識経験者3名以上及び会員代表者2名以上の委員のうちから、会長の指名する4名と委員長の計5名で委員会を構成する方法に変更した。

## ③ 商品先物取引仲介業の創設等に伴う利益相反（特別利害関係）に関する規定の整理

規律委員会と綱紀委員会の委員は特に中立性が求められるところであるが、商先法の完全施行に伴って導入された商品先物取引仲介制度等を踏まえ、規律委員会規則細則と綱紀委員会規則の特別利害関係の範囲を再定義した。

また、綱紀委員会で外務員登録を取り消すことが適当と認めたときは、外務員登録等資格委員会がその可否を決定することになるため、資格委員会規則の特別利害関係は、綱紀委員会規則を準用した。

## (2) 定款の施行に関する規則の一部改正

12月1日施行された改正省令において、第100条第1項から第5項は第3項から第7項に繰り下げられ、新たな第1項及び第2項が設けられた。この繰り下げに対応するため、これを引用する定款の施行に関する規則第7条の改正を第55回総務委員会（1月16日開催）の審議を経て、第112回理事会（1月30日開催）において決定した。施行日は省令の施行日にあわせ、12月1日とした。

しかしながら、この改正内容に誤りがあったため、それを正すための改正を第56回総務委員会（2月18日開催）の審議を経て、第113回理事会（2月27日開催）において決定した。

## 3. 役員・委員会委員の異動

### (1) 役員の変更

平成24年度は役員の変更期であった。諸規則に則って改選が行われ、第21回通常総会（6月15日開催）において理事14名（会員理事4名、会員外理事10名）及び監事3名（会員監事1名、会員外監事2名）が選任された。

また、同日に開催された第107回理事会において、理事のうちから、会長（荒井史男理事）、副会長（二家勝明理事、守田猛理事）、専務理事（杉田定大理事）を互選した。

通常総会に諮られるまでの選考経過は次のとおりである。

### ① 会員役員

第103回理事会（平成24年2月22日開催）において、次期会員役員の選任方法は「選挙」ではなく、会員役員候補者の選定を行う選考委員が選定した指名候補者を承認する方法とするよう臨時総会に提案することとなり、第25回臨時総会（同年3月14日開催）において原案どおり承認された。

また、選考委員の人選については、会長が同臨時総会に8名を提案し、原案どおり承認された。

選考委員会は5月9日、委員7名全員出席（1名は都合により辞任）の下に開催され、役員選任規程に定められた基準に従って選考が行われ、役員候補者を選定した。

### ② 会員外役員

会員外役員については、役員選任規程に基づき、会長が役員候補者を選定した。

## (2) 役員の異動

平成24年度における役員の異動は次のとおりであった（年度末における役員名簿については、Ⅲ資料2参照）。

役員区分	氏名	会員名	事由	年月日
理事	玉利 望	株みずほ銀行	新任	H24. 4. 1
理事	加藤 雅一	岡藤商事(株)	退任	H24. 6. 17
理事	渡辺 好明	会員外	退任	H24. 6. 17
会長	荒井 史男	会員外	再任	H24. 6. 17
副会長	二家 勝明	日産ヒューリ-証券(株)	再任	H24. 6. 17
副会長	守田 猛	会員外	再任	H24. 6. 17
専務理事	杉田 定大	会員外	再任	H24. 6. 17
理事	天坂 春敏	会員外	再任	H24. 6. 17
理事	稲垣 隆一	会員外	再任	H24. 6. 17
理事	宇佐美 洋	会員外	再任	H24. 6. 17
理事	江崎 格	会員外	再任	H24. 6. 17
理事	岡地 和道	岡地(株)	再任	H24. 6. 17
理事	多々良 實夫	豊商事(株)	再任	H24. 6. 17
理事	玉利 望	株みずほ銀行	再任	H24. 6. 17
理事	升田 純	会員外	再任	H24. 6. 17

役員区分	氏名	会員名	事由	年月日
理事	三村光代	会員外	再任	H24. 6. 17
監事	中島義則	会員外	再任	H24. 6. 17
監事	細金英光	(株)フジトミ	再任	H24. 6. 17
監事	横山 榮一郎	会員外	再任	H24. 6. 17
理事	梶山敬士	会員外	新任	H24. 6. 17
監事	横山 榮一郎	会員外	辞任	H24. 10. 31
監事	木下恵嗣	会員外	新任	H24. 11. 28
理事	玉利 望	(株)みずほ銀行	辞任	H25. 3. 31

### (3) 委員会委員の異動

平成24年度における委員会委員の異動は次のとおりであった。(年度末における委員会委員名簿については、Ⅲ資料2参照)

なお、常設委員会（自主規制委員会、総務委員会）及び規律委員会については任期満了（7月22日）に伴い、第108回理事会（7月25日開催）において改選が行われた。

また、綱紀委員会委員は第109回理事会（9月26日開催）で綱紀委員会規則が改正されたことにより、同日から2年間の任期で委嘱を行った。

委員会名		氏名	事由	年月日
自主規制委員会	委員	森 伸治	新任	H24. 4. 1
	委員	加藤雅一	辞任	H24. 6. 19
	委員	宇佐美 洋	退任	H24. 7. 25
	委員	岡地和道	退任	H24. 7. 25
	委員	多々良 實夫	退任	H24. 7. 25
	委員長	荒井史男	再任	H24. 7. 25
	副委員長	升田 純	再任	H24. 7. 25
	委員	稲垣隆一	再任	H24. 7. 25
	委員	尾崎安央	再任	H24. 7. 25
	委員	河島 毅	再任	H24. 7. 25
	委員	河内隆史	再任	H24. 7. 25
	委員	森 伸治	再任	H24. 7. 25
	委員	白石知芳	新任	H24. 7. 25
	委員	梶山敬士	新任	H24. 7. 25
	委員	滝澤信也	新任	H24. 7. 25
	委員	近藤益生	新任	H24. 9. 1
	委員	滝澤信也	辞任	H24. 9. 14
	委員	佐川 浩	新任	H24. 10. 1
	委員	森 伸治	辞任	H25. 3. 31
	総務委員会	委員	嶋田 浩	新任
委員		加藤雅一	辞任	H24. 6. 19
委員		田中孝男	退任	H24. 7. 25
委員長		二家勝明	再任	H24. 7. 25
副委員長		多々良 實夫	再任	H24. 7. 25
委員		岡地和道	再任	H24. 7. 25
委員		岡本安明	再任	H24. 7. 25

委員会名	氏名	事由	年月日	
	委員	嶋田 浩	再任	H24. 7. 25
	委員	中島義則	再任	H24. 7. 25
	委員	細金英光	再任	H24. 7. 25
	委員	三村光代	再任	H24. 7. 25
	委員	横山 榮一郎	再任	H24. 7. 25
	委員	小池一弘	新任	H24. 7. 25
	委員	牧田 栄次	新任	H24. 7. 25
	委員	横山 榮一郎	辞任	H24. 10. 31
	委員	木下 恵嗣	新任	H24. 11. 1
	委員	牧田 栄次	辞任	H24. 11. 16
	委員	嶋田 浩	辞任	H25. 3. 31
	規律委員会	委員	加藤 雅一	辞任
委員		宇佐美 洋	退任	H24. 7. 25
委員		渡辺 好明	退任	H24. 7. 25
委員長		荒井 史男	再任	H24. 7. 25
副委員長		升田 純	再任	H24. 7. 25
副委員長		二家 勝明	再任	H24. 7. 25
委員		稲垣 隆一	再任	H24. 7. 25
委員		江崎 格	再任	H24. 7. 25
委員		多々良 實夫	再任	H24. 7. 25
委員		梶山 敬士	新任	H24. 7. 25
委員		岡地 和道	新任	H24. 9. 26
綱紀委員会		委員	田中 孝男	退任
	委員	細金英光	新任	H24. 7. 25
	委員	牧田 栄次	新任	H24. 7. 25
	委員	牧田 栄次	退任	H24. 9. 26
	委員長	天坂 春敏	再任	H24. 9. 26
	委員	稲垣 隆一	再任	H24. 9. 26
	委員	多々良 實夫	再任	H24. 9. 26
	委員	二家 勝明	再任	H24. 9. 26
	委員	細金英光	再任	H24. 9. 26
	委員	守田 猛	再任	H24. 9. 26
	委員	高井 康行	新任	H24. 9. 26
	委員	高木 賢	新任	H24. 9. 26
あっせん・調停委員会	委員	梶山 敬士	辞任	H24. 6. 15
	委員	橋本 昌幸	辞任	H24. 6. 29
上級外務員認定審査委員会	委員	伊藤 國光	辞任	H25. 2. 12

#### 4. 会員の異動

年度当初の本会の会員は59社であったが、年度内の次の異動により年度末の会員数は56社となった（Ⅲ資料7「会員名簿」参照）。

##### (1) 加入

会員名	会員代表者名	年月日
フィリップ証券(株)	下山 均	H24. 5. 18
e f x . c o m (株)	黒田 真人	H24. 10. 19

会 員 名	会 員 代 表 者 名	年 月 日
松 井 証 券 (株)	松 井 道 夫	H24. 12. 27

(2) 脱 退

会 員 名	事 由	年 月 日
MF Global FXA証券(株)	商品先物取引業の廃止	H24. 4. 5
エイチ・エス・フューチャーズ(株)	商品先物取引業の廃止	H24. 9. 11
トウキョウマリン・フィナンシャルソリューションズ・リミテッド (東京海上フィナンシャルソリューションズ証券会社)	商品先物取引業の廃止	H24. 9. 30
CMC Markets Japan(株)	商品先物取引業の廃止	H24. 11. 30
(株)カカコム・フィナンシャル	サクソバンクFX証券(株)に対する商品先物 取引業の全部承継	H25. 1. 21
グローバル・フューチャーズ・アンド・フォレックス・リミテッド	商品先物取引業の廃止	H25. 3. 16

(3) 商号の変更

新商号	旧商号	年 月 日
PLANEX TRADE. COM(株)	(株) 外 為 ジ ャ パ ン	H24. 9. 1
I G 証 券 (株)	I G マーケッツ証券(株)	H25. 1. 18

(4) 会員代表者の変更

会 員 名	新 代 表 者 名	旧 代 表 者 名	年 月 日
(株) 三 井 住 友 銀 行	西 崎 龍 司	太 田 純	H24. 4. 2
J P モ ル ガ ン 証 券 (株)	李 家 輝	クリストファー・ハーヴェイ	H24. 5. 15
(株) 三 菱 東 京 U F J 銀 行	亀 澤 宏 規	浅 井 滋	H24. 5. 15
エイチ・エス・フューチャーズ(株)	小 野 政 博	定 村 雅 文	H24. 6. 26
岡 安 商 事 (株)	岡 本 安 明	岡 本 昭	H24. 6. 26
ひ ま わ り 証 券 (株)	神 馬 宗 夫	北 川 博 文	H24. 6. 26
エ ー ス 交 易 (株)	牧 田 栄 次	田 中 孝 男	H24. 6. 28
岡 藤 商 事 (株)	古 田 省 三	加 藤 雅 一	H24. 6. 28
第 一 商 品 (株)	土 肥 章	落 岩 邦 俊	H24. 7. 2
フジフューチャーズ(株)	有 宗 良 治	寺 町 博	H24. 7. 4
(株) あ お ぞ ら 銀 行	馬 場 信 輔	ブライアン・エフ・プリンス	H24. 9. 27
東 岳 証 券 (株)	猪 首 秀 明	加 藤 正 躬	H24. 9. 28
e f x . c o m (株)	宇 佐 美 麻 己	黒 田 真 人	H24. 10. 25
エ ー ス 交 易 (株)	ジ ョ ン ・ フ	牧 田 栄 次	H24. 11. 16
アヴァトレード・ジャパン(株)	丹 羽 広	斎 藤 亜	H25. 1. 31
ニューエッジ・ジャパン証券(株)	篠 塚 真	久 野 喜 夫	H25. 2. 18

会員名	新代表者名	旧代表者名	年月日
(株) S B I 証券	高村 正人	澤田 安太郎	H25. 3.11
クレディ・スイス証券(株)	マーティン・キブル	オリビエ・テリエ	H25. 3.22